

平成 28 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 28 年 12 月 12 日

西村委員

先日の本会議で、教育長から答弁を頂いた中学校夜間学級について、更に掘り下げて何点か伺わせていただきたいと思います。

はじめに、教育委員会が今年度設置した中学校夜間学級等連絡協議会における協議の状況について、横浜市、川崎市の中学校夜間学級に他の市町村から生徒を受け入れることは、教育環境の点で課題が多いとの答弁がございましたが、具体的にどういった課題があるのでしょうか

子ども教育支援課長

現在、横浜市、川崎市それぞれの中学校夜間学級には、約 30 人の生徒が在籍しております。そういった中、本協議会では、今後新たに横浜市、川崎市の在住・在勤以外の方が加わった場合、教室の数などの施設面、指導者の数等について課題があるといった意見が、両市から出されました。また、両市以外の市町村からは、仮に要件が緩和され、両市に在住・在勤以外の方の受入れが可能になったとしても、両校の所在地からは、他市町村の方が、勤務の後に通学することは難しく、県域にお住いの方のニーズに応えるだけの実効性に乏しいのではないかといった意見が出されました。

西村委員

横浜市、川崎市だけではなく、他の市町村からもそういった意見が出たということですね。

次に、本県では中学生夜間学級等における学び直しのニーズは高いとの答弁もございました。この関連として、本年 9 月に文部科学省から、不登校の中学生の夜間中学への受入れについて、通知がありましたが、この通知文書の概要を伺います。

子ども教育支援課長

本年 9 月 14 日付けの文部科学省初等中等教育局長通知、不登校児童・生徒への支援の在り方についてですが、これは、不登校児童・生徒への支援に関する基本的な考え方や、学校教育委員会の取組の充実について、総体的に述べたものでございます。この中で、中学校夜間学級に関しましては、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保として、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であることと示されております。初めて、現役の中学生の不登校の生徒を夜間中学校に受け入れることについて明記した通知文書でございます。

西村委員

先ほど、平成 27 年度の本県の不登校生徒数が報告され、先行会派から質問もございましたが、その中で、夜間中学の受入れ対象となるような、ほとんど登校できていない生徒は何人程度いると考えられるのでしょうか。概数でも結構ですので、教えてください。

子ども教育支援課長

先ほど報告いたしました、平成 27 年度の本県の公立中学生における、年間 30 日以上欠席をした不登校生徒で、年間 180 日以上欠席してほとんど学校に登校できていない生徒の数は、県全体で 1,125 人おります。不登校生徒に占める割合としては、約 17%となっております。

西村委員

この不登校の中学生の夜間中学への受入れについて、県教育委員会としてどのように考えていますか。

子ども教育支援課長

不登校の中でも、このように長期間欠席が続いている中で、生活のリズムが乱れ、昼夜が逆転してしまっている生徒の生活改善に向けて一步を踏み出す上で、中学校夜間学級で指導等を受けることは、有効な方策となり得ると考えております。

また、不登校の生徒にとって、夜間中学が多様な学びの場の選択肢に加わることは大変重要と考えており、教育支援センターやフリースクール等とともに、それぞれのニーズに合った場で学ぶことが可能になるものというふうに考えております。

西村委員

また、義務教育相当の学びの場を安定的に継続していくためには、公立の中学校夜間学級が望ましいという御答弁も頂きました。どういった点がそれに当たるのか伺います。

子ども教育支援課長

全国の様々な学び直しの場の中には、民間団体やNPOが運営しているケースもございます。今回、この協議会で考えていく上では、義務教育相当の学びの場を安定的に継続して運営するためには、法令等に基づいて、正規の教職員を配置したり、中学校の卒業認定等が保障される公立の中学校夜間学級として設置したりすることが望ましいと考えたところでございます。

西村委員

横浜市、川崎市以外の市町村において、新たに中学校夜間学級を設置することを含め、市町村の意向を踏まえ、県教育委員会として取組を進めていくと教育長から御答弁を頂きました。

最後に、今後の取組について伺いたいと思います。

子ども教育支援課長

今後の取組予定でございますが、まず、平成 29 年 2 月に、3 回目の中学校夜間学級等連絡協議会を行い、今年度行ってきた検討・協議の取りまとめ及び次年度以降の取組の確認を行う予定でございます。その上で、平成 29 年度には、市町村における新たな中学校夜間学級の設置を検討、準備するための連絡会議等を、新たに発足させたいと考えております。

なお、今後も必要に応じて適宜、文部科学省との調整を、これらの取組と並行して行ってまいりたいと考えております。

西村委員

私が質問させていただいた 12 月 6 日の翌日に、国会で教育機会確保法が成立いたしました。この法案は、参議院で、共産党と希望の会以外の自民、公明、

民進などの与野党の賛成多数で可決、成立いたしました。

学校外での多様な適切な学習活動の重要性を明記し、また、国や自治体が個々の状況に応じた支援に向けて必要な措置を講ずるという規定も盛り込まれました。不登校の子供に対しては、休養の必要性、これは、我々公明党が言い続けてきたことで、特に、今の質問の中でも出てまいりましたが、いじめなどで苦しい状況になっても登校を強いられ、更に追い込まれていくケースをなくそうということで、これまでの文部科学省の、教育の立場の主張とは真っ向から反する、子供たちを守るという観点で、この教育機会確保法は唱えたので、与野党で通すことができました。

また、夜間中学については、就学を希望する人への機会の提供、各地での設置の促進などが規定されており、今後もこの仕組みなどが展開されてくるかと思えます。どうぞ、しっかりと国との連携も進めていただき、早急に整備していただくとともに、連絡会議も立ち上げていきたいというお話ありましたが、次年度以降、設置を考える際には、県内で夜間中学に深く関わってきた民間団体がありますので、その団体などをメンバーに加えていただき、意見を聞く、あるいはこれまでの経験を生かすなどの場を設けていただくよう要望いたします、次の質問をさせていただきます。

次に、川崎図書館の移転に関する意見交換会について伺いたいと思います。

11月25日に川崎市幸区の産業振興会館において開催された、県立川崎図書館の移転に向けた意見交換会について、何点か伺わせていただきたいと思えます。

当日は、私も出席させていただきました。その中で、KSPへの移転についての質問が多数出ておりました。そこで、改めてKSPへの移転の経緯や、県の考え方について確認させてください。

生涯学習課長

川崎市が平成23年3月に策定いたしました、富士見周辺地区整備実施計画の中では、川崎図書館があるエリアについては、市民館、区役所として必要な機能を整備することとされたところでございます。その結果、図書館としては移転を検討せざるを得なかったということが発端となっております。

こうしたことから、緊急財政対策の県有施設の見直しにおきまして、県立川崎図書館については、平成25年2月に、県立図書館への集約化の方向性を示したところでございます。しかし、その後、様々な御意見を受け、また、地元川崎市の意向を踏まえ、平成25年6月に、市内での存続を検討することとしたところでございます。

その結果、移転先につきましては、先端技術産業が集積していることや、県の科学技術拠点である神奈川科学技術アカデミー、KASTとの連携が見込まれることなどから、総合的に見て、KSPが適地と判断したという経緯でございます。

また、移転の時期でございますが、富士見周辺地区整備実施計画を踏まえ、平成29年度末までに移転することとして検討してまいりました。時期につきましては、川崎市における計画見直しの動きもあったことから、今年に入り、川崎市教育委員会に改めて確認しましたところ、平成29年度末までに移転するという川崎市の意向に変わりはありませんでした。

こうしたことから、県としましては、平成 29 年度末までの移転に向けて準備を進めております。

西村委員

そのほか、意見交換会では、移転後の県立川崎図書館の機能や、移転する蔵書などについても質問が出ておりました。県議会 9 月定例会では、K S P 移転後は、ものづくり技術を支える機能を発揮していくため、現在の 3 分の 2 程度の蔵書を移転する方向で検討していく旨の答弁がありましたが、その後の検討状況をお伺いします。

生涯学習課長

移転する蔵書としまして、専門雑誌や特許、企画情報、社史、川崎公害裁判訴訟記録につきましては、全てを対象とする予定でございます。それ以外の技術、自然科学などの専門図書類につきましては、ものづくり支援に必要な図書を基礎的なものから応用的なものまで、幅広く検討しているところでございます。その中で、現在、県立川崎図書館で配架閲覧に供している専門図書につきましては、研究分野の周辺にある基礎的な資料や、ものづくり技術に必要な新しい専門図書が多くございますので、そういった専門図書を中心に選定を行っております。

また、移転する冊数は 30 万冊近くとなります。これらを有効活用できるよう、閲覧や収蔵スペース、また、どういった図書、資料を配架するのかといった点につきまして、今後検討を進めてまいります。

西村委員

そういった検討についても、ガラス張りというか、県民に分かりやすい検討基準をお示しいただくことも考えて、検討していただきますようお願いいたします。

県民の意見を踏まえて、検討を進めることはもちろんですが、地元川崎市と連携していくことも大切だと思います。意見交換会では、終始このような御意見が出ておりました。これまで川崎市とは、どのような情報交換をしてきたのか、また、これからどのように行っていこうと考えているのか伺います。

生涯学習課長

12 月 7 日の川崎市議会におきまして、市長からは、県立川崎図書館の機能の市内での存続に向け取組を進めるよう、市として県に要望してきたという答弁もございました。県としましては、ものづくり支援を行う図書館として、川崎市高津区にあります K S P に移転する方針でございますが、これは市の要望に合致したものと考えております。

川崎市とは、随時、情報の提供、意見の交換を行ってきております。これについても、川崎市の意向に沿ったものと認識しております。

今後は、川崎市の市立図書館との連携などについて、具体的な協議をしていきたいと考えております。

西村委員

再度確認いたしますが、12 月 7 日の川崎市議会の中で、川崎市長から、富士見にそのまま残るといような具体的な話はなかったのですか。市内での存続という答弁だったのでしょか。

生涯学習課長

富士見に残してほしいといった内容はございませんでした。川崎市内において、情報発信機能等を持った図書館として存続してほしいという意見でした。

西村委員

情報が交錯していて、県立川崎図書館を思う方々の中にも、川崎市と神奈川県の見解が違っていると捉えている方がとても多く、今後は、このことを明確にしていった方がいいのではないかと思います、再度確認させていただきました。

さて、移転後の県立川崎図書館が、ものづくり技術を支援する図書館として機能を発揮するためには、これも意見が出ていたのですが、新しい図書や資料も必要になってくるでしょう。今でも手いっぱいなのに、将来の保管スペースはどうするのかといった意見が出ていました。そのような中で、電子ジャーナルを活用するという意見が市民からありました。デジタル情報を取り入れるという工夫も必要だと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

生涯学習課長

まず、デジタル情報とは、インターネットを介して、新聞の記事などを入手できるデータベースや、国内外の雑誌、論文、技術情報を入手できる電子ジャーナルなどがございます。こういったデジタル情報につきましては、毎年、契約料が発生することから、情報を充実させようとする、契約数を増やすことになり、コスト面を圧迫することになります。

また、デジタル情報につきましては、インターネットを介して必要な情報だけを入手することになりますので、図書購入のように形で図書館に残るものではなく、契約を打ち切った段階で、図書館から情報がなくなってしまうという課題もございます。

現在、県立川崎図書館におきましては、データベースや電子ジャーナルを8点導入してございます。その有用性は認識しているところでございますが、デジタル情報の充実については、コスト面での課題や他の公立図書館の導入状況といったものも踏まえて、今後、検討してまいりたいと考えております。

西村委員

それでは、要望を申し上げたいと思います。

意見交換会では、大変多くの意見が出ていました。その中で最も多かったのが、川崎市と神奈川県がしっかりと連携しているのかという声だったと、私は実感させていただきました。担当課長も赴いていますし、連携がとられていることは理解しておりますが、県民や市民に分かりやすい形で、共有した情報が、同じような答えで返ってこない、疑心暗鬼になってしまうのではないかと実感したところです。

実現可能かどうかは別として、今後、また意見交換の場を持たれる時には、例えば、川崎市の担当者にも同席していただけると、双方の意見にそごがないことのアピールにもつながるのではないかと思います。

いずれにしても、明確な方向性を示していただかないと、市民や県民も迷ってしまうので、しっかりと連携をとっていただくことと、デジタル化に際しては、様々な費用がかかり、使用期間などが決められているといった問題もあると思いますが、やはり、ものづくりの拠点ですから、より多くの情報を収集しなければなりませんので、これまでの書籍という概念だけではない、新たな予

算立てが必要になってくると思います。前回の定例会の当委員会で、フィルムに関することを申し上げましたが、これからの図書館として、様々な情報を、より良い状況で、県民に開示できるよう、工夫していただくよう要望いたします。

次の質問をさせていただきます。

オリンピック・パラリンピック競技について伺います。

先日の代表質問において、我が会派の佐々木議員より、学校におけるオリンピック・パラリンピック競技について伺ったところ、教育長から、神奈川県らしいオリンピック・パラリンピック競技に取り組んでいくとの答弁を頂きました。そこで、本県のオリンピック・パラリンピック競技について何点か伺います。

本県では、今年度からオリンピック等に出場したことがあるトップアスリートを学校に派遣する事業を、新たに開始しました。また、併せてかながわパラスポーツについても、今年度から理解促進事業を展開しています。この二つの取組について、簡単に御説明いただけますでしょうか。

保健体育課長

二つの事業についてでございますが、オリンピックに出場した選手などを学校に派遣する事業につきましては、スポーツの持つ魅力を、直接子供たちに伝え、子供たちが積極的に運動するきっかけをつくることを目的に、今年度から実施したものでございます。この事業につきましては、公立小学校の8校で、サッカー、体操、陸上競技、バレーボールの種目で、アスリートと児童と一緒に体を動かしたり、アスリートの一流のパフォーマンスを見せたりする、スポーツ教室を開催いたしました。開催に当たり、コーチは、神奈川アスリートネットワークに所属する方に御協力いただいております。教室の中で、児童からは、楽しかった、運動が好きになったという感想を頂きました。

また、かながわパラスポーツ理解促進事業についてですが、こちらにつきましては、パラスポーツのアスリートやパラリンピアンを招いた体験授業を行い、かながわパラスポーツへの理解促進を図ることを目的に、今年度から行っているものでございます。この体験授業につきましては、車椅子バスケット、あるいはブラインドサッカーといった種目で、デモンストレーションをしていただいたり、あるいは、指導者による解説をしていただいたりしました。

併せて、このスポーツ教室の中では、心のバリアフリーをテーマとして、講師にお話をいただいたり、給食を一緒に食べたりして進めているところでございます。

実施した学校数でございますが、公立小学校4校、中学校1校、高等学校4校の計9校でございます。

西村委員

本会議の答弁では、神奈川県らしい学習教材を作るという御答弁をいただいたのですが、どういった学習教材を作っていくのでしょうか。

保健体育課長

教材につきましては、本県における前回大会の様子、本県開催の競技種目の紹介、かながわパラスポーツの理解、未病の改善など、本県独自の内容を含め、体力の向上、ボランティアなどに代表されるスポーツとの関わり方などを学習

内容とする予定です。

さらに、教員向けの指導資料も併せて作りたいと考えております。

西村委員

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで4年を切っております。また、キャンプをされる方もいるということになると、慌てて学習教材を作らなければならないのではないかと思うのですが、いつ頃から利用できるようにする予定なのでしょうか。

保健体育課長

委員のおっしゃるとおり、期日も迫っているところではございますが、神奈川県らしいということで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、より多くの児童・生徒にオリンピック・パラリンピックについて学んでもらうことが必要だと思っています。そうした中で、有識者の意見も伺いながら、来年度から各学校の授業で活用することを目指して、作成していきたいと考えております。

さらに、国のオリンピック組織委員会でも学習教材を作成すると聞いておりますので、こうした内容も踏まえながら、学校が活用しやすいように、順次内容を追加していこうと考えております。

西村委員

順次内容を追加していくということですので、子供たちの高揚感も追加されるような取組にさせていただくようお願いいたします。

以上で質問を終わります。